

愛媛県スポーツ振興会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県スポーツ振興会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、スポーツ選手及び指導者の育成、スポーツ環境の整備、財務の確立等を行い、広く県民スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ選手及び指導者の育成・支援に関すること
- (2) スポーツに関する地域別、職域別等の諸団体の育成・支援と連絡調整に関すること
- (3) スポーツに関する技術的、医・科学的な研究調査に関すること
- (4) スポーツの広報・啓発に関すること
- (5) スポーツの振興に必要な資金醸成と援助に関すること
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本会の目的に賛同し、寄附金、負担金、賛助金等を拠出した次の者（会員）をもって組織する。

- (1) 会社又は事業所の関係者
- (2) 行政機関の関係職員
- (3) 愛媛県体育協会及び加盟団体の関係者
- (4) 学校、職域及び地域体育団体の関係者
- (5) 学識経験者

第4章 資産及び会計

(事業年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画、収支予算、事業報告、収支決算)

第7条 本会の事業計画、収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録

3 本会の事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算は、すべての会員に周知しなければならない。

(収支予算以外の事務負担等)

第8条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。借入金（その会計年度の収支をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(特別会計)

第9条 本会の事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本会に評議員30名程度を置く。

(評議員の選任)

第11条 評議員は、長年にわたり本会に相当額の寄附金・補助金等を納入した者とする。なお、相当額については理事会の決議を経て、別にこれを定める。

2 前項のほか、会長は評議員会の承認を経て評議員を選任することができる。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第6章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 規程の変更
- (3) その他評議員会で決議するものとして必要な事項

(開催)

第15条 評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事業及び招集の理由を示して、評議員会を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議については特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条の規定にかかわらず、次の決議は、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更

(決議の省略)

第19条 評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。

第 7 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 1 名
- (5) 理 事 20 名以内
- (6) 監 事 若干名

(役員を選任)

第 22 条 会長、副会長、理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第 23 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、または代理する。

3 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、又は代理する。

5 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、その任期が満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(顧問及び参与)

第 25 条 顧問及び参与は、評議員会の決議を経て、選任することができる。

2 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応じる。

第 8 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議については特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第9章 委員会

(委員会)

第33条 本会には、次の委員会を置くことができる。

- (1) 企画委員会
- (2) 指導委員会
- (3) 財務委員会

2 委員会は、第4条の事業に関して審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。

3 委員会の委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第34条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

第11章 規程の変更及び解散

(規程の変更)

第35条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 本会の解散は、評議員会の四分の三以上の同意を経なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散にともなう残余財産は、評議員会の決議を経て、本会の目的に類似の公益団体に寄付するものとする。

第12章 補則

(委任)

第38条 本規程の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年7月9日から施行する。
- 2 この規程は、昭和45年10月6日から施行する。
- 3 この規程は、平成10年5月29日から施行する。
- 4 この規程は、平成16年12月6日から施行する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成23年10月 1日から施行する。